

### 1. 基本方針

公共サインの整備を行っていくにあたり、以下の4点を基本方針として定める。

#### ① 分かりやすいサイン

市民や来訪者、誰が見ても分かりやすいサインとなるよう、必要な場所に必要な情報を設置し、目的の施設まで円滑な誘導を図る。

- ・ 公共サイン配置システムにより、移動途中で不安や迷いをなくすために、連続的で必要な場所にサインを配置する。
- ・ 移動のために必要な情報をシンプルに表示し、見やすさを確保する。

#### ② 景観に配慮したデザイン

市内の公共サインのデザインや表記を統一することにより、良好な景観を創出する。

- ・ 景観や周辺環境との調和に配慮しながら、まちなかでの視認性が高いものとするため、不要な機能や装飾を排除したシンプルなデザインとする。

#### ③ ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者、外国人等、全ての方にやさしい表示となるよう配慮する。

- ・ 誰もが理解できる分かりやすい図や矢印、ピクトグラムの表示、多言語の表記や使用する文字の書体の読みやすさ等への配慮を行う。

#### ④ 適切な維持・管理

統一された方法や基準で管理することにより、安全かつ良好な状態を保つ。

- ・ 公共サインの管理を一元化し管理台帳を作成するとともに、維持管理について定期点検を行い、情報の更新やサインの維持を行う。

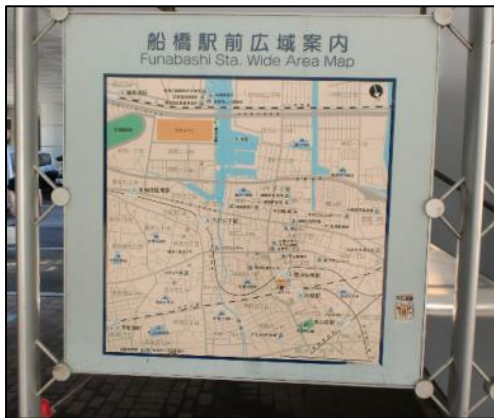
## 2. 公共サインガイドラインの対象

公共サインは、街の構成や目的地の位置等を視覚的に分かりやすく表示し、歩行者が安全で快適に行動できるよう適切な情報発信を行う役割を持っている。

本ガイドラインは、公共施設の管理者等が、駅から公共施設までの歩行者の誘導案内に必要な公共サインを設置する場合に適用する。なお、本ガイドラインでは、案内サイン（起点サイン、拠点サイン）、誘導サイン、名称サインを対象とする。

### ①案内サイン

主に地図等を用いて周辺の施設等を案内するもの



### ②誘導サイン

目的の場所へ誘導するため、矢印等で施設へ案内するもの



### ③名称サイン

対象施設の前面道路上に設置するもの



※施設、資源等の解説、説明を行うものや、特定の場所で規制、警戒等の注意喚起を行うものは本ガイドラインの対象とはならない。

### 3. 公共サインガイドラインの対象施設

公共サインガイドラインの対象とする施設は、原則として不特定多数の人が訪れる本市が管理する公共施設とする。

#### 公共サインの対象施設例

市役所、出張所、連絡所

公民館、図書館等の社会教育施設

保健センター等の保健衛生施設

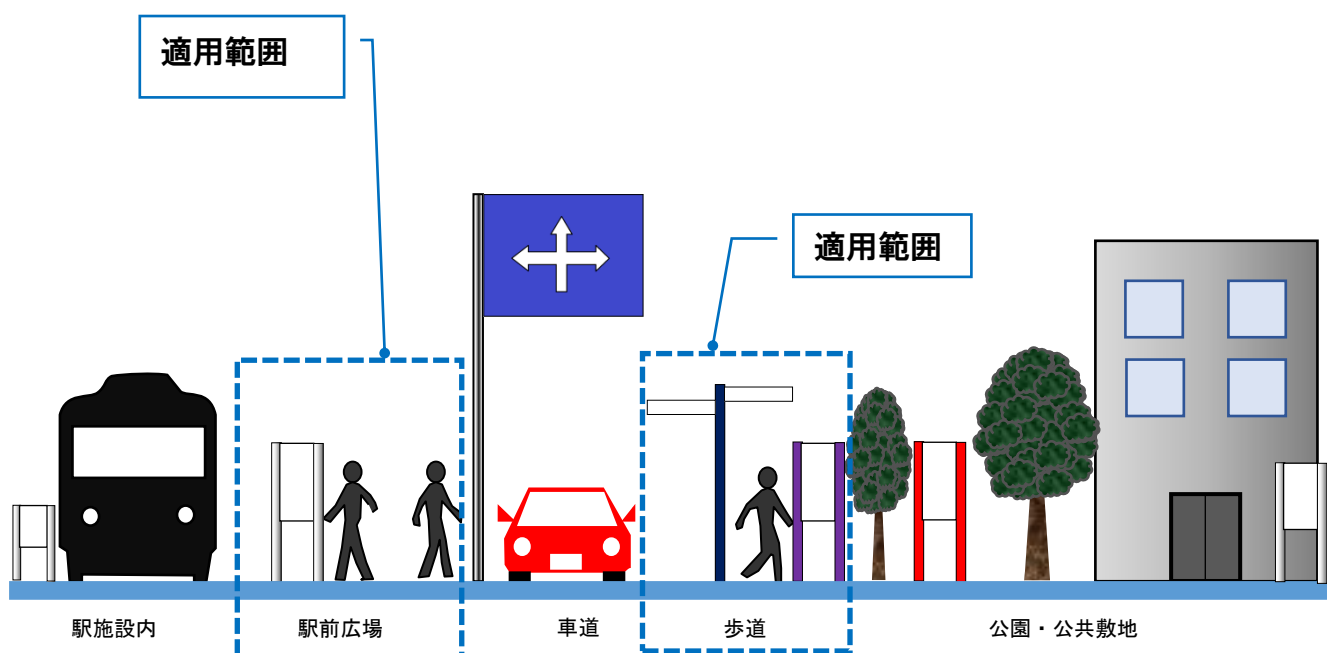
老人福祉センター等の福祉施設

なお、国や千葉県の施設については、本ガイドラインの適用を受けないが、案内サインの地図上では表記される。また、誘導サインを設置する際は本ガイドラインを参考とすることができる。

## 4. 公共サインの適用範囲

- ①道路(歩道)上に設置するもの
- ②歩行者を対象にするもの
- ③都市の地理的な案内や公共施設等への案内をするもの

### 対象となる公共サインの範囲



### 適用除外

以下のサインは、本ガイドラインの適用を受けないが、参考とすることができる。

- ・公園や公共施設の管理者が敷地内に設置、管理するサイン
- ・鉄道事業者が駅施設内に設置、管理するサイン
- ・道路管理者が設置する「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定された標識
- ・車両の運転者向けサイン

## 5. 公共サインの方針

### (1) デザインの考え方

公共サインは、道路(歩道)上に設置されるため、サインとして必要な機能を果たすとともに、景観に配慮する必要がある。そのため、サインのデザインに関する方針は次に設定する「サインシステムの表現5原則」を基本とする。

#### ① サインシステムの表現5原則

サインシステムは、特に高齢者や障害者、あるいは外国人等、情報伝達に対する制約を有する人々にとって、見やすく分かりやすいものとなるように検討する必要がある。そのために守るべき表現上の原則が以下の表現5原則である。

単純性	.....	情報をできるだけシンプルに表現
明瞭性	.....	はっきり見える・はっきり読める
連続性	.....	人の動きに応じて繰り返す
統一性	.....	同じ様式で表現する
システム性	.....	サイン相互の関係性を調整

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」  
(平成14年)



#### ② 公共サインの方針

以上から、デザインの考え方を次のように設定する。

- ①情報をできるだけシンプルに表現するとともに、サイン形状もシンプルなものとする。
- ②はっきり見えるサインとはっきり読める文字等で表現する。
- ③人の動きに応じて連続的にサインを配置する。
- ④公共サインは同じ様式で表現し、汎用性、耐用性のある構造体とする。
- ⑤サインの適正配置によって、面的な案内誘導とする。

## (2) 公共サインシステムの考え方

本ガイドラインは、市民や来訪者等が起点(駅)から目的地まで歩いて移動する場合を想定し、サイン配置の考え方は、次のとおり設定する。

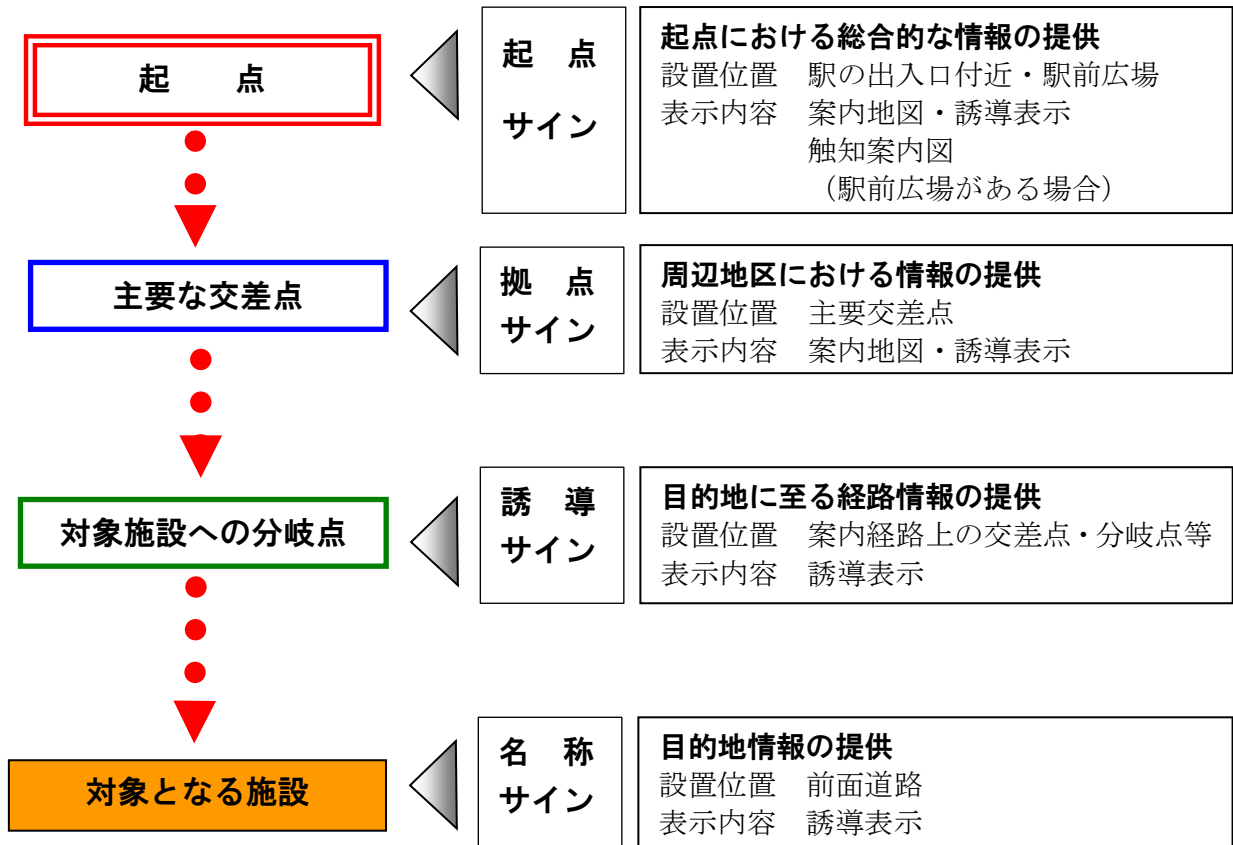
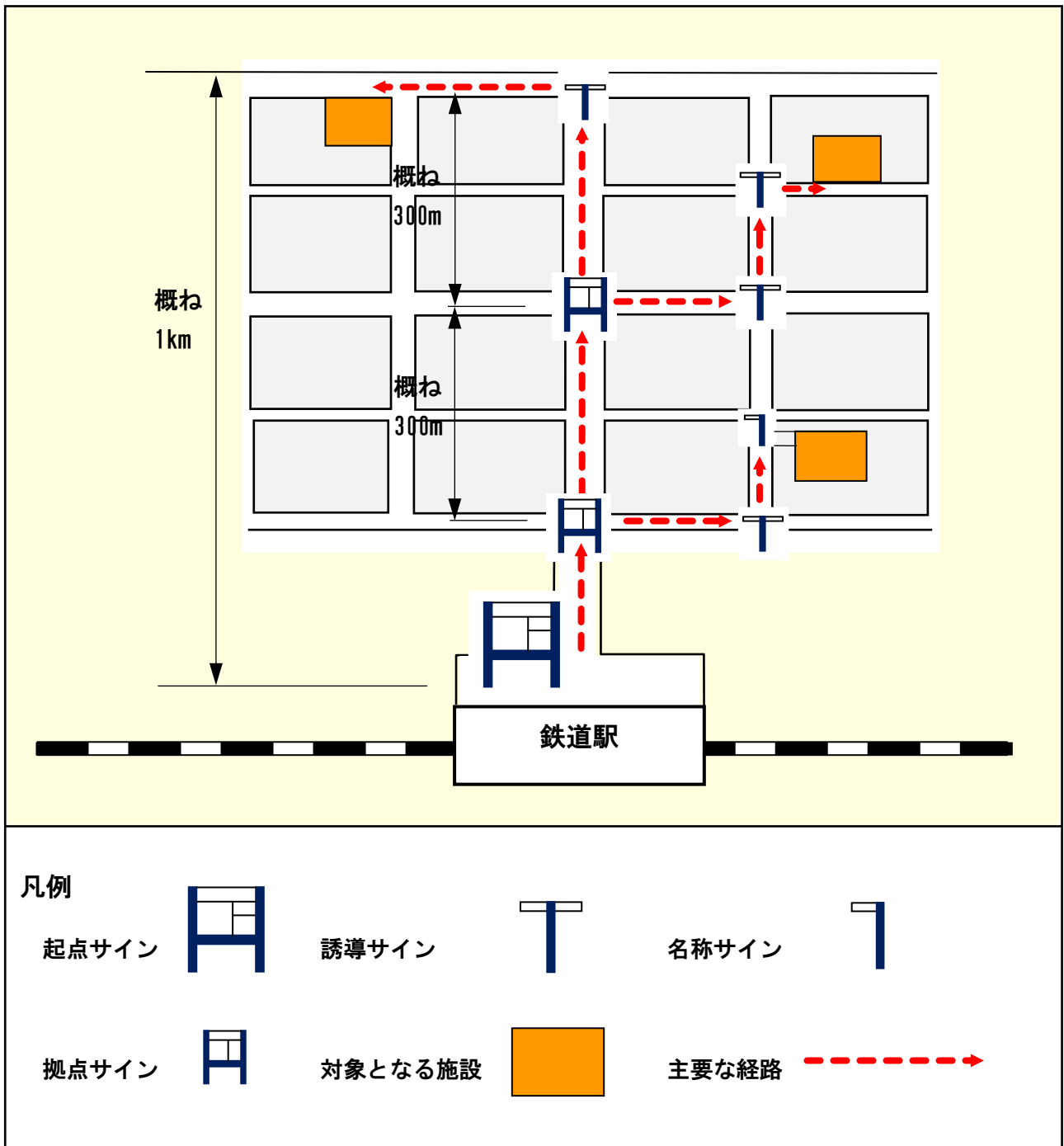


表 サイン配置の基本的な考え方

種別	基本的な考え方		
	設置位置	表示内容	配置間隔
起点サイン	駅の出入口付近 駅前広場	案内地図 誘導表示 触知案内図 (駅前広場がある場合)	駅毎に設置する。
拠点サイン	主要交差点	案内地図 誘導表示	概ね 300mに 1 箇所配置を基本とする。
誘導サイン	案内経路上の交差点 分岐点等	誘導表示	施設を誘導するにあたり必要な箇所に設置する。
名称サイン	前面道路	誘導表示	対象施設となる公共施設毎に設置する。

# サイン配置の基本システム図



### (3) 経路の考え方

適切な誘導を行うためには、歩行者の視点で「不安」や「迷い」を感じないように設置する必要がある。

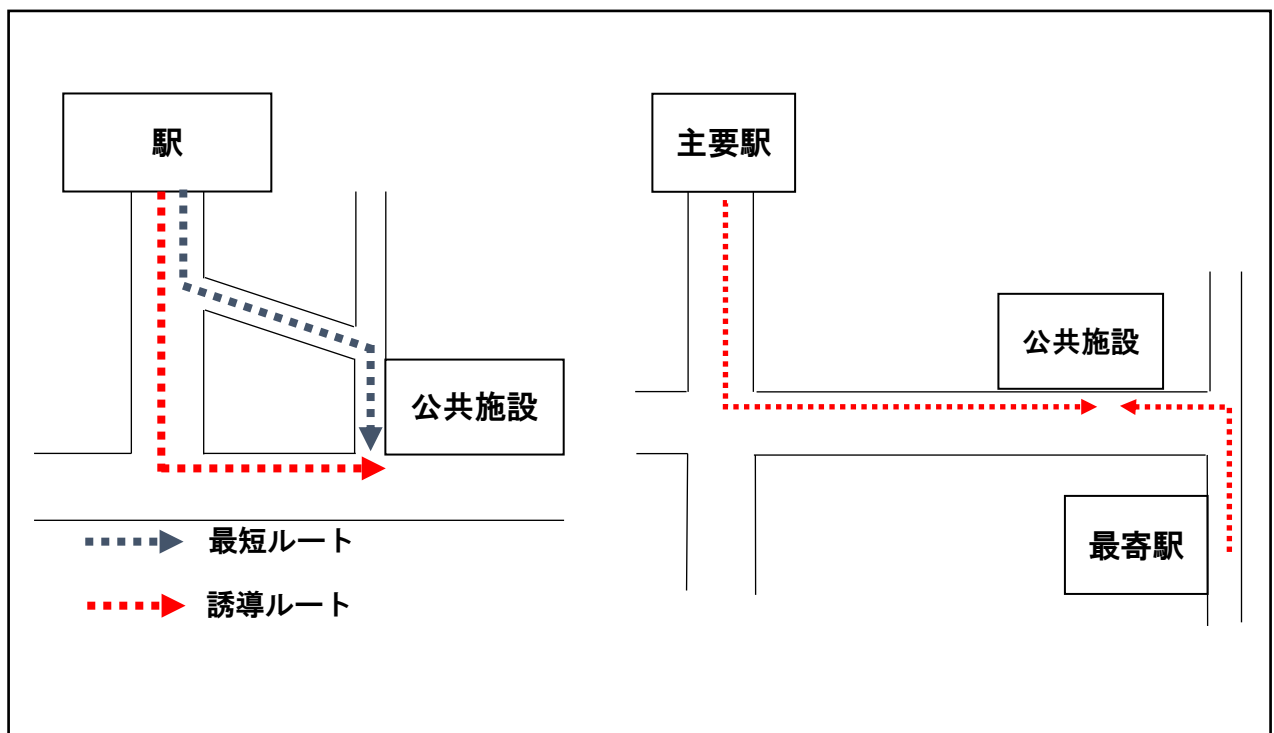
#### ルートの設定

- ・ 起点となる駅から目的地まで、原則として最短ルート又は分かりやすいルートを設定する。
- ・ 船橋市移動円滑化基本構想における特定経路が指定されている場合は、歩行者の安全な移動が確保できる区間として優先的な誘導ルートを設定する。
- ・ 施設への誘導は、最寄駅からを基本とする。ただし、複数駅が近接している場合、必要に応じて最寄駅ではない主要駅※等からも誘導をすることができる。

※主要駅（船橋駅、西船橋駅、北習志野駅、津田沼駅）

#### ルート設定の参考例

男女共同参画センターは、京成線の大神宮下駅が最寄駅であるが、主要駅である船橋駅からも誘導をすることができる。



参照：船橋市 「船橋市移動円滑化基本構想」

<http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/koutsu/007/p000342.html>



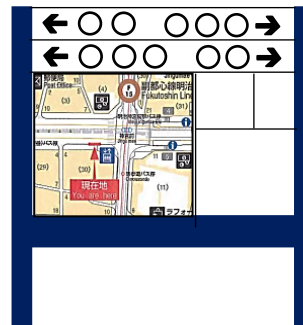
## (4) 設置の考え方

### ① 起点サイン

起点サインは鉄道駅の出入り口付近又は駅前広場に設置するもので、案内地図（1km 四方）と誘導表示（最大4方向）により公共施設案内をする。

バスやタクシーへの乗り換え機能を持つ駅前広場がある場合は、触知案内図を設置する。

起点サイン



### ② 拠点サイン

拠点サインは主要な交差点に設置するもので、案内地図（500m 四方）と誘導表示（最大2方向）により公共施設を案内する。

拠点サインは概ね 300m 間隔で主要な交差点に設置する。

拠点サイン



※概ね 300m：地理情報なしに人が歩ける距離といわれている。

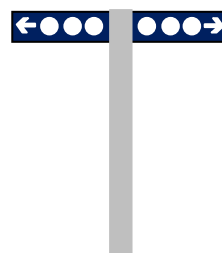
出典：公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンターコミュニティサインに関する研究会  
「歩行者のためのコミュニティサイン」（平成5年）

主要交差点において、誘導する対象施設が少ない場合、又は道路幅員等から歩行に支障が生じる恐れのある場合等は現地の状況に応じ、誘導サインとすることができる。

### ③ 誘導サイン

誘導サインは案内経路上の交差点や分岐点等に設置するもので、矢羽により公共施設の誘導表示をする。

誘導サイン



#### ④名称サイン

名称サインは誘導対象の公共施設の前面道路に設置するもので、矢羽により公共施設の誘導表示をする。

誘導対象の公共施設が道路上から明らかに判断できる場合は、省略することができる。



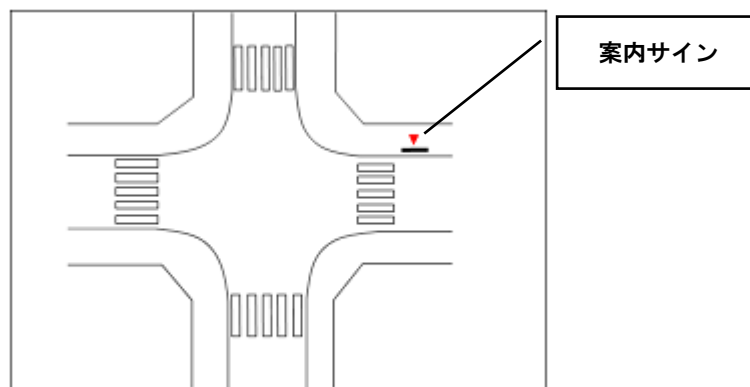
名称サイン

#### ⑤交差点の設置場所

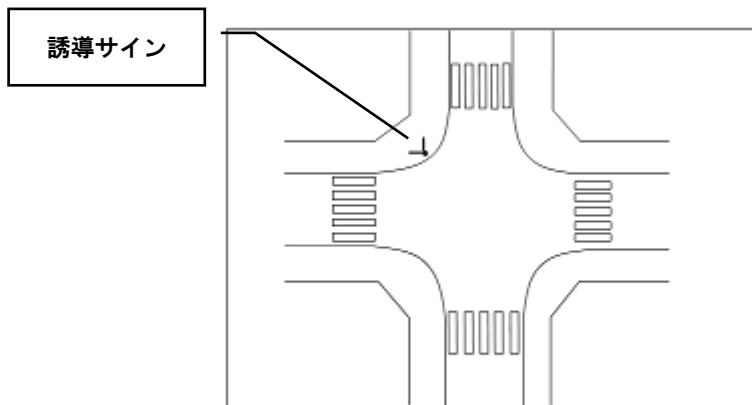
交差点には、案内サイン又は誘導サインの設置は1ヵ所とする。ただし、人の流れに応じて複数設置が必要な場合はこの限りではない。

なお、設置の際の留意点として、歩行者から見て良好な視認性を確保でき、かつ通行の支障とならない場所を選定する。

##### 交差点設置位置の参考例



案内サイン



誘導サイン

## ⑥留意事項

公共サインを設置する場合は、構造計算書等の提出により、安全の確保ができることを確認すること。

公共サインの整備箇所周辺において、類似する案内板がある場合、関係者との調整により情報を整理統合し、案内板の増加を極力招かないように留意する。

## ⑦その他

道路の幅員、形状から歩行者・車両の通行に支障が生じる恐れがある場合、又は特別な事情がある場合で、必要とする公共サインが設置できない場合は、別途検討することができる。

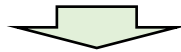
## (5) 案内地図の表示の考え方

表示面のサイズ及び表示範囲については、以下のとおりとする。

### ①地図の範囲

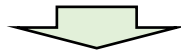
#### 盤面の大きさ

視力の弱い人が表示面から 50 cm の距離で見渡せる範囲が最大で 1m 四方



#### 文字の大きさ

視距離 50 cm での文字の最小サイズ和文 5 mm、英文 4 mm 以上を確保



#### バリアフリー経路の表示

歩道幅員 3m の場合、地図上では以下の通り

3.0 mm (1/1,000)      1.5 mm (1/2,000)



#### 縮 尺

地図上へのバリアフリー経路の表示、表示施設の文字の記載を考慮すると  
1/1,000 程度の大きさ

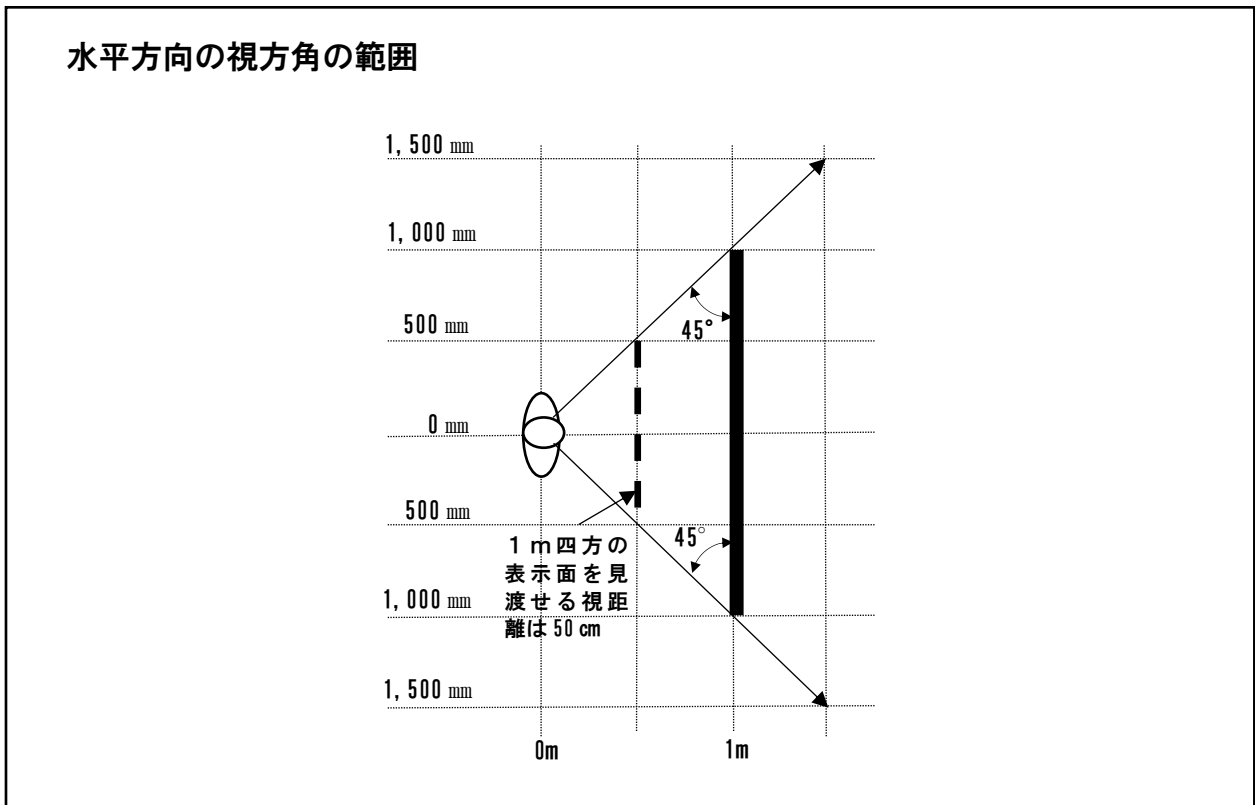
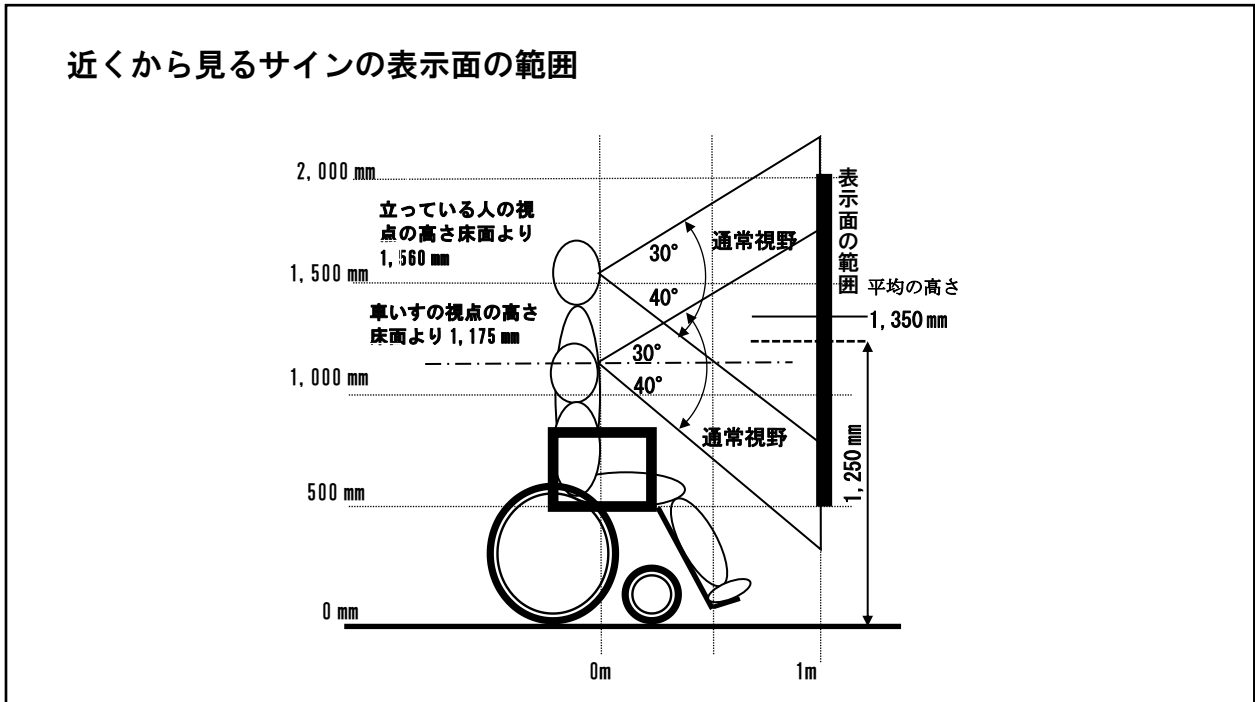


- ・ 起点サインは、1m 四方の盤面に 1km 四方を表示範囲とする。
- ・ 拠点サインは、概ね 300m 間隔の設置となるため、500mm 四方の盤面に 500m 四方を表示範囲とする。

出典：財団法人道路保全技術センター 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(平成 15 年)

## ②表示面の高さ

立っている人と車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、1,250 mmの高さに盤面の中心を設置する。



出典：社団法人日本建築学会 「建築設計資料集成」(昭和 55 年)  
財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(平成 15 年)

## (6) 多言語表記の考え方

- ・言語表記は、日本語・英語・中国語・ハングルとする。
- ・地図内と誘導の表記は、可読性及びレイアウトバランスを考え、日本語と英語とする。
- ・凡例の多言語記載は「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（国土交通省観光庁）」及び「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」に準拠する。なお、これらのガイドラインに適切な多言語表記がない場合、英語表記は「FUNABASHI OFFICIAL GUIDE（広報課）」、中国語とハングルは「多言語防災ガイド&マップ（船橋市国際交流協会）」を参考にする。
- ・案内地図と誘導表記の英語表記は「FUNABASHI OFFICIAL GUIDE（広報課）」に準拠する。

表 多言語表記の準拠図書（凡例）

言語	参考図書	発行元
英語	千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン	千葉県
英語 中国語 ハングル	観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	国土交通省観光庁

表 多言語表記の準拠図書（案内地図、誘導表記）

言語	参考図書	発行元	参考例
日本語	ふなばし市民便利帳	広報課	船橋市役所
英語	FUNABASHI OFFICIAL GUIDE	広報課	Funabashi City Hall

参照：国土交通省観光庁 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年）

<http://www.mlit.go.jp/common/001029742.pdf>

千葉県 「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」（平成 27 年）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/tagengoannaiban/documents/honsatsu.pdf>